

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 2 2 号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成 1 5 年瀬戸市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給者証等の更新申請等) 第 3 条の 4 <省略> 2 <省略>	(受給者証等の更新申請等) 第 3 条の 4 <省略> 2 <省略> <u>3 受給者は、全疾病受給者証又は通院受給者証の有効期間を満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。</u>
(氏名変更等の届出) 第 1 0 条 条例第 7 条の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 国民健康保険法による被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は <u>被保険者の医療保険の記号・番号</u> (7) 社会保険各法による被保険者、組合員又は加入者である受給者にあつては、 <u>被保険者、組合員又は加入者の医療保険の記号・番号</u>	(氏名変更等の届出) 第 1 0 条 条例第 7 条の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 国民健康保険法による被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は <u>被保険者記号・番号等</u> (7) 社会保険各法による被保険者、組合員又は加入者である受給者にあつては、 <u>被保険者等記号・番号等、組合員等記号・番号等又は加</u>

(8) 社会保険各法による被扶養者である受給者 にあつては、受給者が被扶養者となっている 被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保 険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは 氏名又は<u>被保険者、組合員若しくは加入者の 医療保険の記号・番号</u> (9) <省略> 2 <省略>	<u>入者等記号・番号等</u> (8) 社会保険各法による被扶養者である受給者 にあつては、受給者が被扶養者となっている 被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保 険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは 氏名又は<u>被保険者等記号・番号等、組合員等 記号・番号等若しくは加入者等記号・番号等</u> (9) <省略> 2 <省略>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。